

第 30 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日(火) 午前10時30分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 島田 豊 | 2番 後藤 秀和 | 3番 宇藤 欣喜 | 4番 渡邊 優子 |
| 5番 笠野美津代 | 6番 安達 英二 | 7番 後藤 操 | 8番 岩本 孝之 |
| 9番 古澤 勝康 | 10番 佐藤 久康 | 11番 古澤 博保 | 12番 興呂木和也 |
| 13番 市原きみよ | 14番 村上 豊彦 | 15番 宮崎 明 | 16番 藤原 政信 |
| 17番 長野美千代 | 18番 荒牧 文博 | 19番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。農業委員会の総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。農業委員総数19名、本日の出席委員数19名で南阿蘇村農業委員会会議規則第7条によりまして本総会の成立を報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席の皆様で唱和したいと思います。それでは皆さまご起立をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので、第30回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は6番 安達英二委員、7番 後藤操委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、本農業委員会会議規則第5条の定めにより、今後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。本日は農業委員会の議事の後に、林務係の方からイノシシ等の防護柵の説明と、事務局から何点か説明をさせていただいた後、急遽なんですけど村長の方から皆さまにもお配りをされておりますが、先日の日曜日に、東海大学阿蘇実習フィールドで行われた地域環境共生圏シンポジウムで講話をされております。それを若干村長の方から説明をさせていただきたいということで急遽入ってまいりましたので、そちらの方を最後に組みさせていただいて、だいたい15分程</p>

<p>会長</p>	<p>度となっておりますがよろしくお願い致します。それでは会長の方をお願い致しまして議事進行をお願い致します。</p> <p>おはようございます。先の研修はどうもお疲れでございました。今日はですね現地確認と、先の非農地化に向けての非農地の現場を見ていただいたと思います。説明か何かしようかと思ったら、各自配ってあると思いますけれども、全部で各地区の委員が見た、そしてまた農家の訪問時の対応についてということで準備がしてありますので、こういった関係を見ながら、担い手もいませんので耕作放棄地、遊休地、非農地の対象地が数多く出てくると思いますけれども、2ヶ月か3ヶ月に一件は今日のような感じで、私としてはやっていきたいと思っておりますのでどうかご協力の程よろしくお願い致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>3番</p> <p>11番</p>	<p>では只今から第30回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に6番 安達英二委員、7番 後藤操委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字中松字中車鶴 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字久木野田 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字猶須原 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 外3筆 計4筆 ■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字南御手水 ■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 使用貸借権設定5年となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字下西原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>以上5件ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案1号1番につきまして3番の宇藤が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでありまして、譲受人の家族の土地に譲渡人の農地が隣接しておりまして、今度話がまとまり所有権移転売買となりました。ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>2番、3番について11番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。2番については、両者の間で売買が成立し、何ら問題はないと思っております。所有権移転売買です。</p> <p>3番については、譲受人、譲渡人は記載のとおりでございます。所有権移転贈与でございます。何ら問題はないと思っております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>

12番	議案1号4番につきまして、12番の興呂木が説明します。譲渡人、譲受人、土地の状況は記載のとおりでございます。親子関係でして、娘さんの方が農業をしたいということで、使用貸借権設定5年の申請があがっております。何ら問題はないと思われます。よろしくご審議お願いします。
18番	議案第1号番号5について、18番の荒牧がご説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人は1人暮らしで、これまで農業の経験もなく近所の農家に農地の管理を頼んでこられました。この度、譲受人に所有権移転売買されることになりました。問題ないものと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。 (異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字東大平 番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 転用目的 植林となっております。 番号2：申請人記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字尻無 ■■■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■㎡ 転用目的 植林 始末書添付となっております。 以上2件、ご審議方よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。
1番	議案第2号1番について、1番の島田が説明します。申請人、申請土地の状況は記載のとおりです。周囲を山林に囲まれた農地の畑でありまして、イノシシ、鹿等の被害も多くて作付けができないということで、この度クヌギ植林の申請があがっております。ご審議方よろしくお願いします。
17番	議案第2号2番について、17番の長野が説明致します。2種農地で山に囲まれています。転用目的植林・始末書添付となっております。何ら問題はないと思っておりますので、ご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

	(異議なし)
議長	ありがとうございます。採決に移ります。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字南町上 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 住宅及び店舗 転用所有権移転有償となっております。 番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字下駄原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 旅館敷地 転用所有権移転有償始末書添付となっております。 番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 転用目的 進入路 転用所有権移転有償となっております。 番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的 進入路 転用所有権移転有償です。 番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字一の平原 ■■■番 ■■■ 地目台帳畑 現況田 面積 ■■■㎡ 外1筆 計2筆 ■■■㎡ 転用目的 一般住宅建設 転用所有権移転有償となっております。 以上5件、ご審議方よろしくお願ひ致します。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
8番	議案第3号1番について、8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲受人と譲渡人の間柄は兄弟でございます。それで転用目的は住宅及び店舗となっております。転用所有権移転有償となっておりますので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。
9番	議案第3号2番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は現在■■■、皆さんご存知だと思いますけれども■■■のことでございまして、築■■■年くらいになりますが、譲渡人の方との契約はできておりましたけれども、この分だけがもれがあったということで、転用所有権移転有償の始末書添付でございます。■■■の敷地内の■■■㎡くらいが西の脇に残っていたということで始末書添付となっております。よろしくご審議の程お願ひ致します。

<p>13番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第3号3番、4番、5番について、13番の市原が説明致します。3番、4番につきましても、5番の一般住宅建設に入る進入路がなく、その進入路が必要となり今回の申請となっております。</p> <p>5番につきましても、現在■■■■で仕事をされており、親と同居されて、■■■■■■■■■■大変手狭になり、近くに家を建てたいという事で今度の申請となっております。場所は、■■■■から■■■■mほど南になり、周りは新興住宅地内で、排水設備も完備されて何ら問題はないと思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>ないようですので採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について審議します。議案の朗読をお願いします。</p> <p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字久石字二の長迫■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外1筆計2筆■■■■㎡ 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字柳上■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外1筆計2筆■■■■㎡ 賃借権設定3年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字東中原■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外4筆計5筆■■■■㎡ 賃借権設定5年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字男渕■■■■番 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外6筆計7筆■■■■㎡ 賃借権設定10年となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字男渕■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 賃借権設定10年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字鍋次郎■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 賃借権設定10年です。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字竹田■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 賃借権設定10年です。</p> <p>番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字古閑の上■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積■■■■㎡ 賃借権設定10年となっております。</p> <p>以上、新規案件8件ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>

議長	<p>ありがとうございます。番号1が[]番[]委員の案件でありますので先に審議します。[]委員には退席をお願いします。</p> <p>では番号1の地元委員の説明をお願いします。</p>
13番	<p>はい。議案第4号1番について、13番の市原が説明します。譲渡人の方は高齢で病気をされて耕作ができないということで、譲受人との間でお話しが成立しまして、賃借権設定5年であっております。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。では議案第4号番号1の経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、番号1は原案どおり可決します。</p> <p>では、番号2から地元委員の説明をお願いします。</p>
1番	<p>議案第4号2番、3番について1番の島田が説明します。</p> <p>2番につきまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。以前から耕作をされておりましたが、この度正式に賃借権設定3年となっております。</p> <p>また3番も同じく譲渡人、譲受人は記載のとおりで、以前から耕作されておりましたが、この度正式に賃借権設定5年の申請です。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
9番	<p>議案第4号4番、5番につきまして、9番の古澤がご説明申し上げます。譲受人の方は同一の方でございます。4番につきましては、以前は譲渡人の方は小作に出しておられましたけれども、小作に受けておられました人がどうもできないということで、近くの譲受人の方に賃借権設定10年という事でお話しがまとまっております。</p> <p>また、5番につきましては、高齢でどうも今年頃からできないということでございまして、同じく隣接地も耕しておられます譲受人の方との話ができました。賃借権設定10年でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
11番	<p>6番について、11番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で、この度近くの方をお願いしたいということで両者の間で話合いが成立し、賃借権設定10年となっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p>
18番	<p>議案第4号番号7について、18番の荒牧がご説明します。申請土地を以前小作管理しておられた耕作者の方が昨年亡くなられたため、新たに譲受人との間で10年間の賃借権設定が結ばれることになりました。譲受人は数年前から新規就農者として、無農薬、無肥料米を栽培されており、農地も集積され経営規模も拡大されております。ご審議よ</p>

<p>14番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ろしくお願いします。</p> <p>それでは議案第4号の8番について、14番の村上が説明致します。譲受人、譲渡人は、記載のとおりでございます。譲渡人の方が農地の管理が難しいということで、譲受人の方に作ってもらいたいということでもあります。また、譲受人の方は新規就農で頑張っておられますので問題はないと思います。賃借権設定10年です。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では採決に移ります。議案第4号番号2からの経営基盤強化促進法の許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了致しました。1月の総会の日程を決めたいと思いますが、1月10日の金曜日でいいですか。</p> <p>では1月の総会は1月10日をお願いします。</p> <p>次回の農業委員会憲章は、8番 岩本孝之委員、9番 古澤勝康委員をお願いします。</p> <p>他に委員さんから何か意見はございませんか。</p> <p>なければ以上をもって第30回の南阿蘇村農業委員会総会を終了します。</p>

7. 閉会時刻 10時59分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

6番 安達 英二

7番 後藤 操